

平成15年度感染症危機管理研修会

＝ 国の健康危機管理体制 ＝

国民の安心・安全を守る
新しい公衆衛生の役割

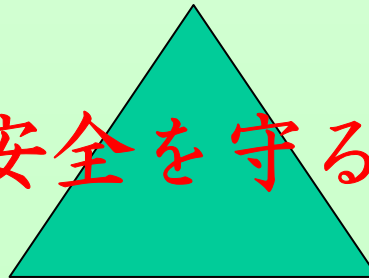
厚生労働省大臣官房厚生科学課長

中谷 比呂樹

Talking Points

- 1 . 厚生労働省の健康危機管理体制
 - (1) 健康危機管理とは
 - (2) 厚生労働省の健康危機管理体制
 - (3) 地方自治体の役割
 - 2 . 内閣の危機管理体制
-

国民の安心・安全を守る新しい公衆衛生



衛生行政のマクロトレンド(1)

公衆衛生の栄光と黄昏

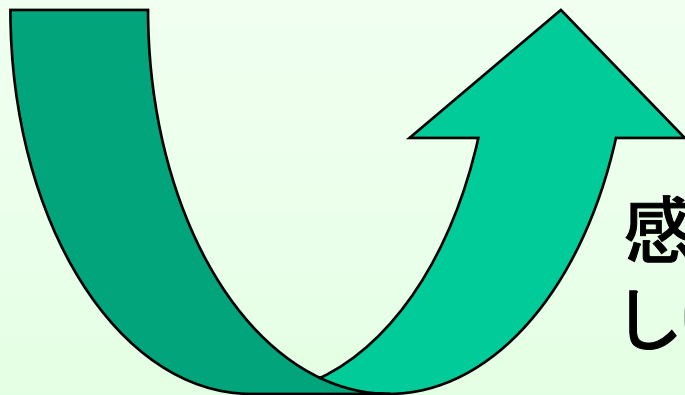
- 最大の国民保健問題は結核を筆頭とする感染症 → 保健所による公衆衛生アプローチが有効（昭和30年代）
- 国民の健康課題が慢性非感染性疾患にシフト → 保健所機能との齟齬（昭和40年代）
- 慢性非感染性疾患・高齢化への対応として福祉・保健を市町村レベルで統合化（昭和50年代） → 市町村保健Cの出現、保健所の地盤低下

衛生行政のマクロトレンド(2)

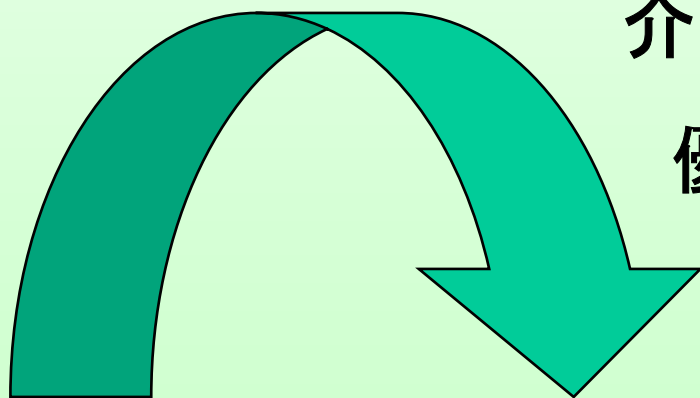
公衆衛生の再生へ

- 地方分権の流れの中で、対人保健サービス重視 → 保健所機能の辺縁化 → 地域保健法制定(H6年)
- 危機管理事例の発生、地方自治体の対応能力の限界などから、社会機能として一定の強権機能を見直す動き(H10年以降) → 感染症法施行(H11年) → BSE・SARS問題は記憶に新しいところ
- これらにより新しい公衆衛生 *New Public Health* が模索されている

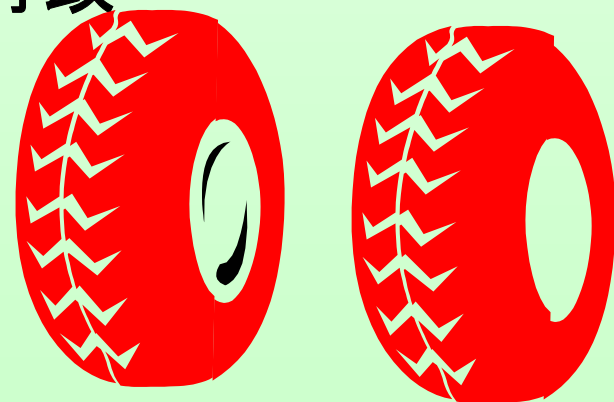
厚生行政の2つのベクトル



感染症対策・医療監視など 厳しい行政



介護・生活習慣病など
優しい行政

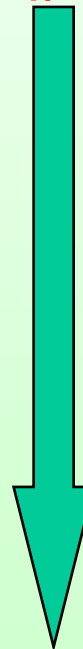


両輪のバランスが大切

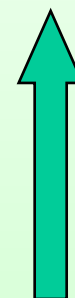
衛生関係行政組織の概要

	数	機関	役割
国	1	厚生労働省・ 附属研究機 関	制度設 計・指導・ 支援
都道府県(指定都 市・特別区)	47+12+23	担当部局・保 健所・地方衛 生研究所	衛生実務 の主体
市町村	3000	担当部局・市 町村保健セ ンター	民生実務 の主体

地方分権



対人サービスの統合



広域的危機管理

重層的に支えあう我が国の公衆衛生

公衆衛生とは：

公的制度により国民の健康状態を維持向上せしめる
組織的努力の学理と技術。これの代表は安全・危機管理問題



公衆衛生の実践：

国の政策レベル：厚生労働省

地方自治体での展開：都道府県

地域での実践：市町村・保健所



三層が重層的
に機能するのが
理想

現状の認識

- 地方分権の中で危機管理も分権化し、専門的判断も地方におりてきている現実
- これに対して：
 - 現場（保健所）の機能、技術力が追いついていないのではないか？
 - 特に、現場リーダー（保健所長）の資質に負うところが大きいのだが、リーダーシップ養成の機会が無かったのではないかと？
- 国としてのノウハウの蓄積も、薄くまた分散しているのではないかと？ → 公共財として蓄積必要

健康危機管理とは

- 医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務
 - このうち、厚生労働省の所管に属するもの
 - 地震等の災害に起因する健康被害は、厚生労働省防災業務計画に沿って対策を推進
 - »（厚生労働省健康危機管理基本指針による）

健康危機管理体制(従来)

- 健康危機の形態、発生場所、初期情報把握機関により健康危機管理担当部局が対応
- 必要に応じて部局横断的体制を構築し対応

•形態

- 医薬品
- 食中毒
- 感染症
- 飲料水
- その他

•発生場所

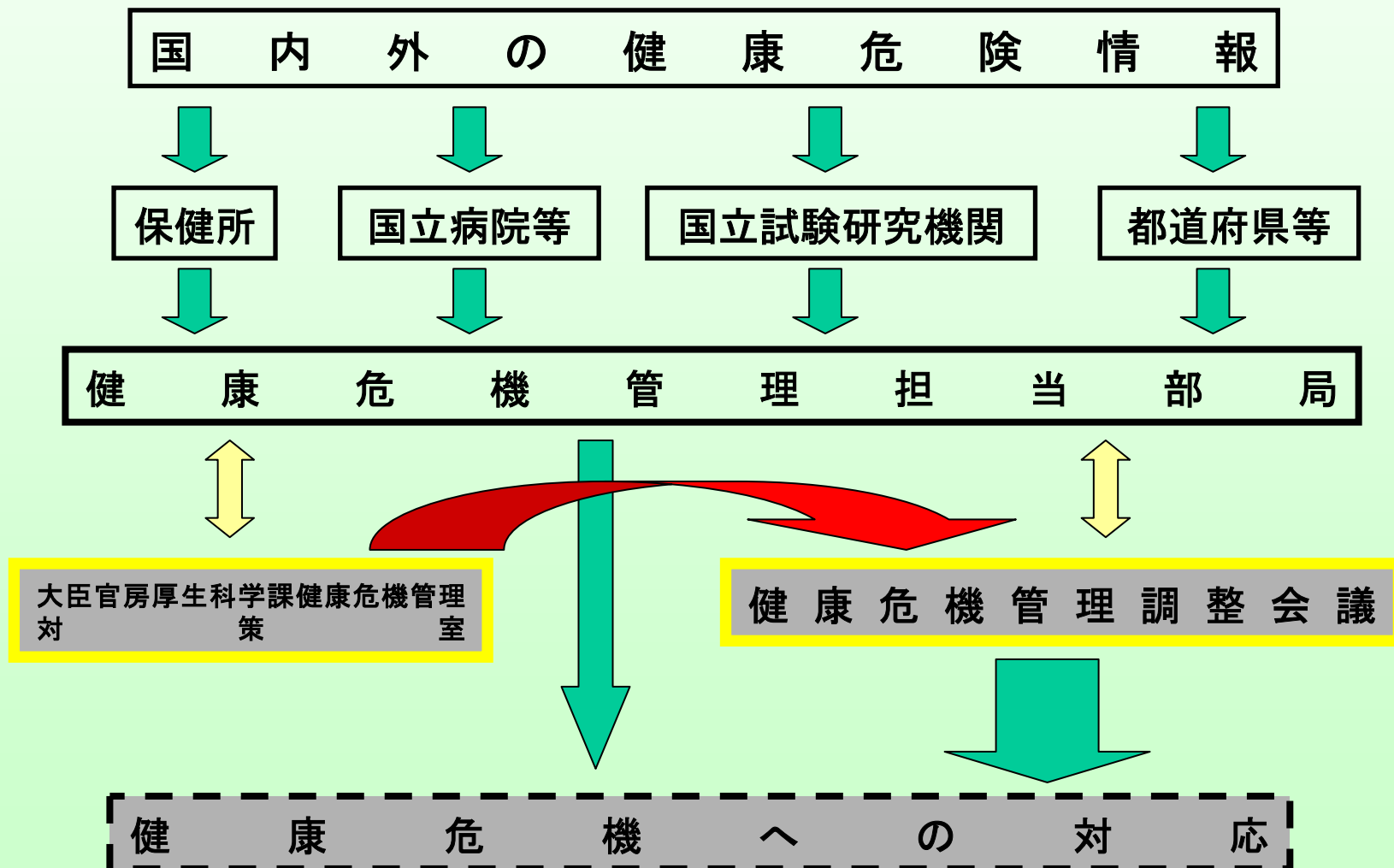
- 地域
- 病院
- その他

•初期情報把握機関

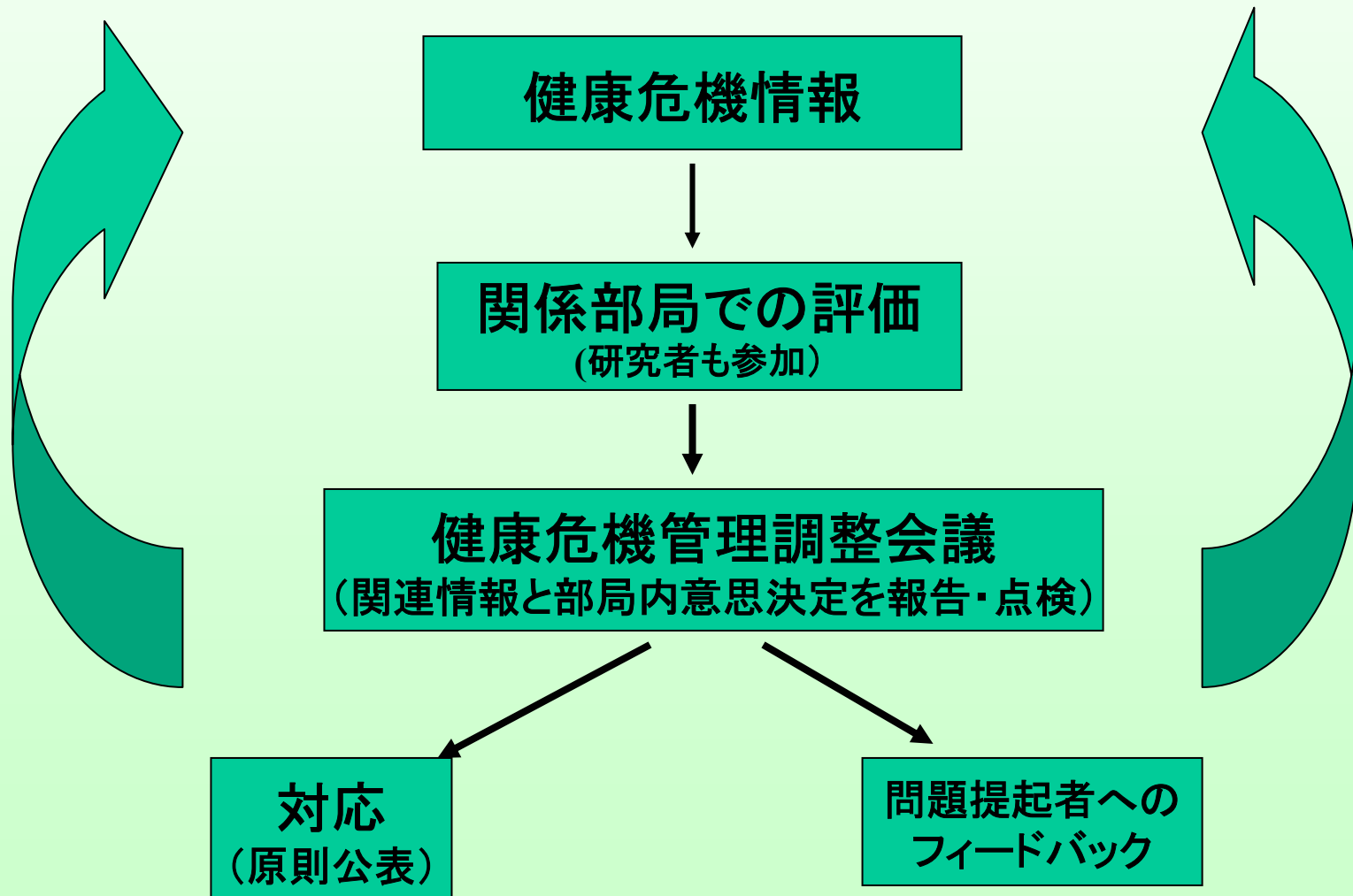
- 病院
- 研究機関
- 地方厚生(支)局
- 保健所等
- その他

健康危機管理体制のイメージ

(ここが変わった!)



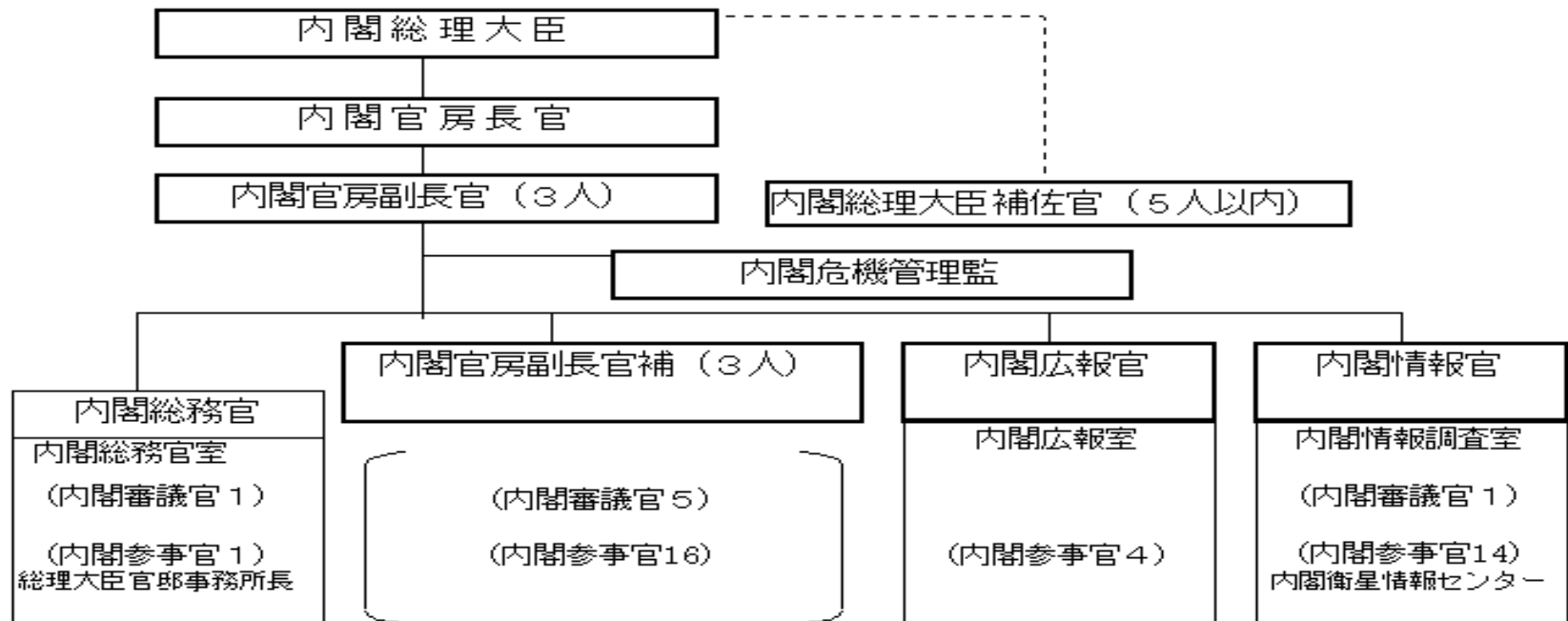
健康情報の取り扱い



政府全体の危機管理体制

内閣官房の組織編成

電話(代表):03-5253-2111



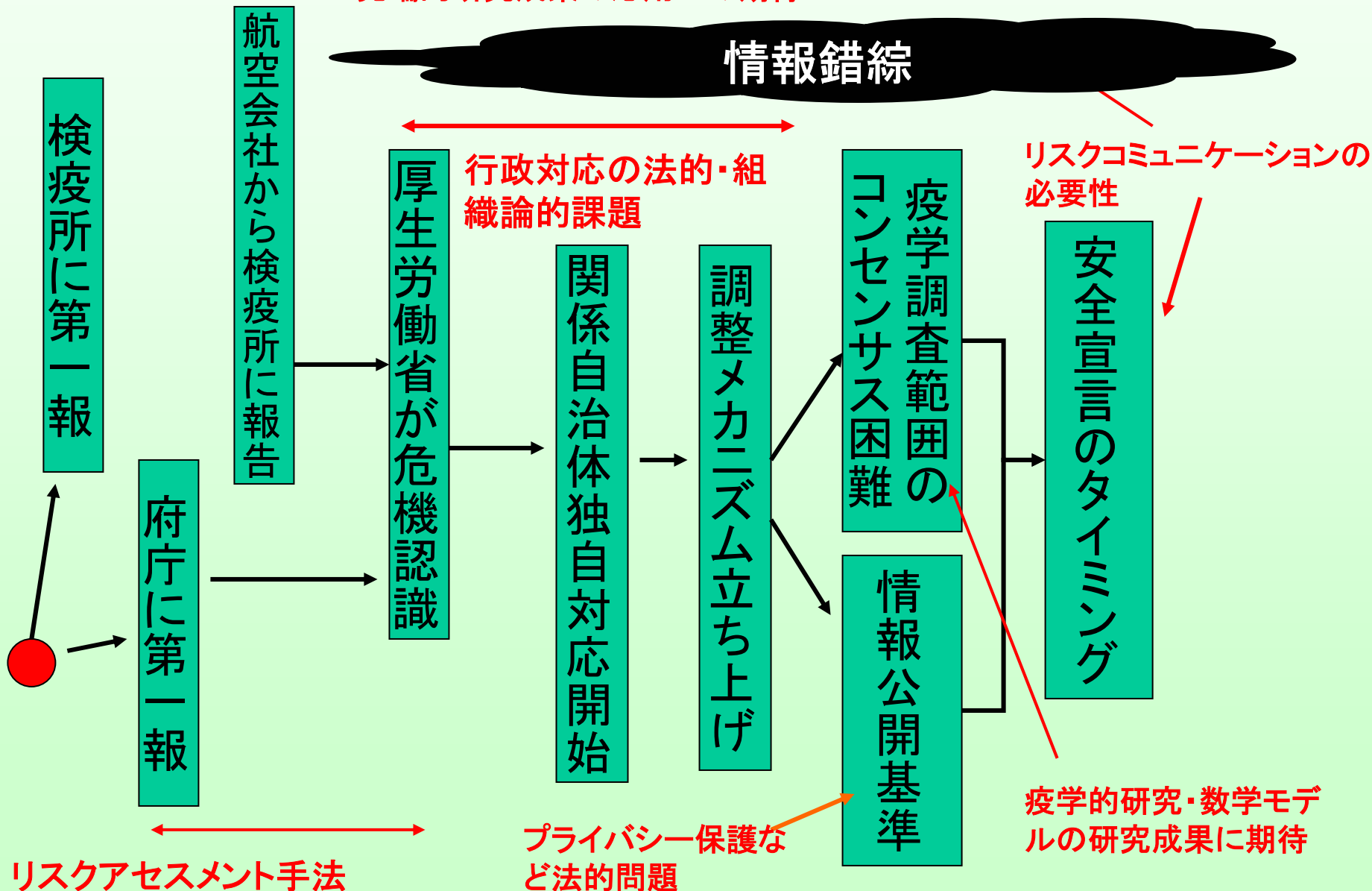
(平成13年度末一般職定員: 483人)

・内閣審議官、内閣参事官及びそれを補佐する職員は、その時々々の政策課題に応じて柔軟・弾力的に事務を担当するものである。

台湾人医師SARS問題をとしてみる課題

先端的研究成果の応用への期待

情報錯綜

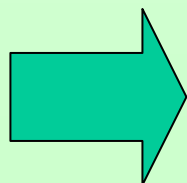


- 知事の技術ブレーンとして → 衛生法規は知事(市長)の広範な権能を規定。その技術判断は保健所長にゆだねられている。
- 現場のコーディネーターとして → 日頃からの信頼・情報なくして地域の各種資源は動員出来ない。
- 県民・市民への説明義務者として → パニックを押さえるためには現場責任者からの説明が必須

これらの付託に答える信頼される公衆衛生専門家になって頂きたい！！

危機管理のgolden rule

- まさかを想定せよ
- 最悪を考えよ
- ホウレンソウ（報告・相談・連絡を密に）
- 優先順位をつけた対応
- 対策実行中の他者批判は百害あって一利なし（反省点は次回に生かすことが最優先）



ユダン・ジョーダン対策を怠るな！！

油断するな！ 情断を起こすな！